



平成 27 年 1 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社多摩川ホールディングス
代表社名 代表取締役社長榊沢徹

問合せ先 経営企画部兼財務経理部後田晃宏
電話番号 03-6435-6933

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 1 月 15 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、下記のとおり株式会社多摩川ホールディングス第 7 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合、発行決議日現在の発行済み株式総数の 41,961,000 株に対し最大で 6 % の希薄化が生じます。しかしながら、本新株予約権は前述のとおり、あらかじめ定める利益目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものであり、既存株主の利益にも貢献できるものと認識しております。従いまして、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲のものと考えております。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

本新株予約権は、下記「II. 新株予約権の発行要領 3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件①」に記載のとおり、当社の平成 27 年 3 月期の連結営業利益が 506 百万円以上かつ、平成 28 年 3 月期の連結営業利益が 530 百万円以上の場合、新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数を行使可能となる行使条件が付されております。

当社の過去 5 年間での連結営業損益の推移は、平成 22 年 3 月期△226 百万円、平成 23 年 3 月期△286 百万円、平成 24 年 3 月期△29 百万円、平成 25 年 3 月期 373 百万円、平成 26 年 3 月期 477 百万円となっており、当社は、長年続いた赤字体質から脱却し、連結企業集団となって以来、平成 25 年 3 月期、平成 26 年 3 月期と 2 期連続で、最高益を更新しております。

平成 27 年 3 月期においては、当初想定していなかった昨今の円安・ドル高傾向により海外からの輸入仕入代金の上昇を招き、経済状況は厳しい状況で推移しておりますが、当社

は、取締役、従業員一丸となって業務効率の最適化を再度見直し、収益率の向上を行うことで当初の計画数値の達成を目指しつつ、今後の更なる安定的な事業拡大に向けて、様々な収益改善策や優良な案件の開発を行い、平成 27 年 3 月期はもとより、来期以降も過去最高益の実現及び企業価値の更なる増大を継続し行えるよう様々な施策を実施する予定でございます。本新株予約権の行使の条件に残り僅かな当期の業績を織り込んでいる理由としては、平成 26 年 12 月 26 日付け開示の「新たな事業（地熱発電所事業）の開始及び第三者割当による第 6 回新株予約権（行使価額修正選択権付）の発行に関するお知らせ」の通り、当社としては今後、更なる事業展開及び事業拡大を目指すための基礎を当期から早急に構築する必要があり、役職員に対してのインセンティブを付与することにより、当期の高水準な業績目標を達成しつつ将来に渡っても企業価値向上を実現するためでございます。

このような中で、上記の発行条件を付した上で当社及び当社子会社の取締役、従業員に対して有償で発行される本新株予約権は、高水準の営業利益目標を達成するとともに、当社グループとしての価値向上のみならず、ひいてはステークホルダーの皆様への利益還元を目指すべく、役職員の貢献意欲及び士気を一層向上させることを目的としたインセンティブプランとしての性質を有するものであります。

Ⅱ. 新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の数

2,513 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 2,513,000 株とし、下記 3 (1) により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は 669 円とする。

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザリー（代表取締役：小幡治、住所：東京都港区元赤坂 1-6-2 安全ビルレジデンス 19 階）に依頼した。当該算定機関は、価格算定に使用する算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や有限差分法を用いた格子モデルといった他の算定手法との比較及び検討を実施したうえで、発行要項に定められた本新株予約権の行使の条件（業績条件）を適切に算定結果に反映できる算定手法として、一般的な算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて本新株予約権の算定を実施した。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させると同時に、平成 21 年 3 月期から平成 26 年 3 月期の業績データから求めた将来の業績の確率分布を基に異なる標準正規乱数を繰り返し発生させ、本新株予約権の行使の条件である業績条

件の達成確率を算出し、その結果を考慮した将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での本新株予約権権利行使から発生するペイオフの現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価格を得る手法である。

当該算定機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社終値 223 円/株、株価変動率 52.9%（年率）、配当利率 0.5%（年率）、安全資産利子率 0.1%（年率）や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 223 円/株、満期までの期間 4.5 年、行使の条件）に基づいて、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の算定を実施した。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていることから、当該算定機関の算定結果を参考に、当社においても検討した結果、本件払込金額と本件算定価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないと判断したことから決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1,000 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 223 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成28年7月1日から平成31年6月30日（但し、平成31年6月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、平成27年3月期及び平成28年3月期の事業年度にかかる当社が提出する有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、平成27年3月期の連結営業利益が506百万円以上かつ、平成28年3月期の連結営業利益が530百万円以上の場合に、割当てを受けた本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- ② 割当日から本新株予約権の行使期間が満了する日までの間に、いずれかの連続

する5取引日（終値のない日数を除く。）において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格（1円未満切り捨て）を下回った場合、上記①の条件を満たしている場合でも、新株予約権者は、本新株予約権を行使することはできないものとする。

- ③ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職（いずれの場合においても、下記④から⑦の規定により本新株予約権を行使することができない場合を除く。）、その他正当な理由があると当社の取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者が、当社又は当社子会社の取締役の在任期間中において、会社法並びに当社の定款その他内部規則に定める手続を経ずに、会社法第356条第1項第1号から第3号のいずれかに該当する取引を行った場合であって、当社の取締役会が、当該新株予約権者による本新株予約権の行使を認めない旨の決議を行った場合は、その取引以後、本新株予約権を行使することができない。
- ⑤ 新株予約権者が、当社又は当社子会社の使用人であるときにおいて、当社又は当社子会社の就業規則に定める制裁を受けた場合であって、当社の取締役会が、当該新株予約権者による本新株予約権の行使を認めない旨の決議を行った場合は、当該制裁以後、本新株予約権を行使することができない。
- ⑥ 新株予約権者が、当社又は当社子会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、又は、当社若しくは当社子会社若しくは社会に対する背信行為があった場合であって、当社の取締役会が、当該新株予約権者による本新株予約権の行使を認めない旨の決議を行った場合は、本新株予約権を行使することができない。
- ⑦ 新株予約権者が、禁固以上の刑に処せられた場合、判決の確定以後、本新株予約権を行使することができない。
- ⑧ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑨ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑩ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成27年1月30日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、会社法第273条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で当社取締役会が別途定める日の到来をもって、残存する本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3(6)に定める規定により本新株予約権

の行使ができなくなった場合は、当社は、会社法第 273 条の規定に従って通知をし、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記 3 (1) に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 3 (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 3 (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3 (3) に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 3 (4) に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記 3 (6) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記 5 に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 申込期日

平成 27 年 1 月 27 日

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 27 年 3 月 31 日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社及び当社子会社の取締役及び従業員 29 名 2,513 個

以 上